

2021（令和3）年1月吉日

事前研修参加者 各位

中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会
事前研修（民事起案・訴状）

1 起案要項（民事起案）

- ・解答用紙はA4縦長，横書きで記載すること。また手書きにて答案を作成する場合には，添付ファイルの「解答用紙」を印刷して利用することとし，一行おきに記載する方法にて答案を作成すること
- ・1枚目の右上に作成者の出身法科大学院（予備試験合格者の場合はその旨）及び氏名を必ず記載すること
- ・用紙下部にページ番号を記入すること
- ・訴状起案と小問は，ページを分けること

2 提出方法・期限

- ・メールで提出する方は，作成した起案を，Wordファイル又はPDFファイル（他の形式は不可とする）をメールに添付する方法にて，

jizenkensyu@aiben.jp

まで送付すること。なおメールの件名を「事前研修起案提出」とし，メール本文に「氏名」を記入すること。

- ・郵送で提出する方は，作成した起案を，

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2

愛知県弁護士会 業務・広報係

まで送付すること。

- ・提出期限は，2月14日（日）必着とする。

3 問題

別紙事案の概要を読み，以下の問いに答えよ。

（1）訴状起案

真城聡氏から委任を受けた甲野太郎弁護士の立場に立って，令和3年2月22日付訴状を起案せよ。貼用印紙額については，別紙「貼用印紙・申立手数料等一覧表」を参照のこと。

（2）小問

- ア 被告らの抗弁として，どのようなものが想定されるか。また，原告はどのような再抗弁をするか。簡潔に説明せよ。（分量の目安は，4行程度。）
- イ 上記アも踏まえ，甲野弁護士としては，真城聡から，どのような事実を追加で聞き取るべきか。箇条書きで述べよ。

以上

民事弁護起案 一事案の概要一

令和3年2月、甲野太郎弁護士のところへ真城聡氏が相談に来ました。以下の説明のとおり、賃貸していた物件が無断で転貸されてしまったため、立ち退いてもらいたいとのことです。甲野太郎弁護士の立場に立って、検討して下さい。

【真城聡氏の説明】

今回立ち退きを求めたいと考えている月山ビルは、昭和51年に建築されたビルで、平成元年に父から私が相続しました。このビルは、建築基準法の改正により耐震基準が変更される前に建築されたものですが、現在の耐震基準にも適合しているという認定は受けています。

今回問題となっている部屋には、新築当時から、大木俊博さんという亡父の知り合いが営む定食屋が入っていました。しかし、定食屋の売上も落ちてきていたようで、大木さん自身も高齢になってきたことから、平成26年1月頃に定食屋を畳むことになりました。

定食屋を閉店する際、大木さんから、大木さんのお孫さんの知人の花田香澄さんという方が飲食店を開くための物件を探しているから、話を聞いてあげてくれないかと言われました。はじめは、月山ビルも古くなってきたから、新しい賃借人を探すのではなく、建物を建て替えるか、取り壊して売却することも検討していたのですが、父の代からの付き合いのある大木さんの頼みだったので、とりあえず一回、花田さんと会うことにしました。実際に会ってみると、花田さんは人当たりの良い方で、他の場所でも飲食店を経営されていてノウハウもあるということでした。そのため、この人にだったら貸しても良いと思い、平成27年3月31日、花田さんが経営する(株)ミータスに部屋を賃貸することにし、翌日、引渡しも行いました。この際、花田さんには連帯保証人になってもらっています。

その後、(株)ミータスは、月山ビルで、「イタリアン ミータス」という店をオープンしました。私は客として店に入ったことはありませんが、評判も悪くないようで、特にランチの時間は繁盛していたようです。賃料は、大木さんに貸していた時と同じように、私の自宅まで毎月持ってきてもらっていました。花田さんが持ってくることもありましたが、多くは従業員の岩本武史さんが持って来ていました。一度、平成28年4月末の賃料の支払いが1か月遅れたことがありましたが、それ以外には賃料の支払いが遅れることはありませんでした。

平成30年3月27日、賃貸借の期間満了が近付いて来たので、私の家の近くの喫茶店で花田さんと更新契約書を作成しました。この時、花田さんとお店のことも多少話をしましたが、転貸するという話は一切聞いていません。

平成30年の夏頃、近くを偶々通りかかった時に、「イタリアン ミータス」という看板が、「ワイン&創作イタリアン ダイニングN I V I」に代わっているのに気が付きました。そのため、賃料を持ってきた岩本さんに理由を聞いたところ、「ディナーの客を増やすためにワインをアピールして、店内もムーディな雰囲気にしてみたんです」と言っていました。私は、その時は納得してしまい、それ以上問いただすこともしませんでした。

令和2年の6月、私は、初めて客としてダイニングN I V Iを訪れました。そこでメニューを見てみると、「オーナーのご挨拶」として岩本さんの名前を出ているのではないですか。

そこで、私は岩本さんと呼んで事実を問いただしたところ、「一昨年(平成29年)の5月に独立して、私がここを借りているんです。家賃も11万円、(株)ミータスに支払っています」と平気な顔で言ってきました。そこで私は初めて、平成30年5月1日付で(株)ミータスから岩本さんに本件建物が転貸されていることを知りました。私は、転貸を許可したことはないですし、(株)ミータスが何もしないで毎月3万円を儲けているのも許せません。私は、岩本さんと花田さんに、「私は転貸を許可していない。納得のいく説明をしろ。そうでなければ、すぐに出て行ってくれ。」と伝え、6月末日支払分の賃料からは、岩本さんが持って来ても受け取りを拒否するようにしました。しかし、花田さんや岩本さんは、「転貸の許可を得たはずだ。店が代わったことの話もしたし、2年以上何も言っていないではないか。」などと言うばかりで、納得のいく説明が一向にされませんでした。また、法務局から供託通知書という書面が届くようになりました。そこで私は、契約を解除する旨の内容証明郵便を書いて、令和2年8月30日に(株)ミータス宛に発送し、同書面は翌31日に(株)ミータスに到達しました。

このような状態になったこともあり、本件の事を知り合いに相談したところ、花田さんや岩本さんの良くない噂も聞きました。花田さんは飲食店以外にも色々手広く仕事をやっているようなのですが、お金儲けのことしか考えない拝金主義者だとか、陰で違法行為もしているとか、あまり評判が良くないようなのです。私としては、当初、花田さんには悪い印象を持っていなかったのが、驚きました。また、岩本さんも、過去に警察に逮捕されたことがあり、刑務所に入ったこともある人のようです。いつも長袖を着ているのは、刺青が入っているからではないかと思います。そのようなこともあり、私は、やはり契約を解除したいと思う気持ちが強くなりました。

月山ビルはもう随分古くなってきていて、他のテナントも概ね去年の5月に出て行ったところで、残っているテナントも立ち退きの目途がついています。岩本さんに立ち退いてもらったら、これを機に、月山ビルを取り壊して新しいビルにするか、土地を売却したいと思っています。早期に解決したいと思っているので、ご協力よろしくお願いします。

【資料】(いずれもPDFファイル)

建物登記事項証明書、固定資産税評価証明書、平成27年3月31日付賃貸借契約書、平成30年3月27日付賃貸借契約書、通知書、郵便物配達証明書、代表者事項証明書

【関係者住所一覧】

○甲野太郎

〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目1番1号 ○○ビル1A号 甲野太郎法律事務所
電話 052-123-4567 FAX 052-123-4568

○真城 聡

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
電話番号052-○○○-○○○○ FAX052-○○○-○○○○

○株式会社ミータス

〒500-8811 岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室

電話番号058-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX058-〇〇〇-〇〇〇〇

○花田 香澄

〒500-8701 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室

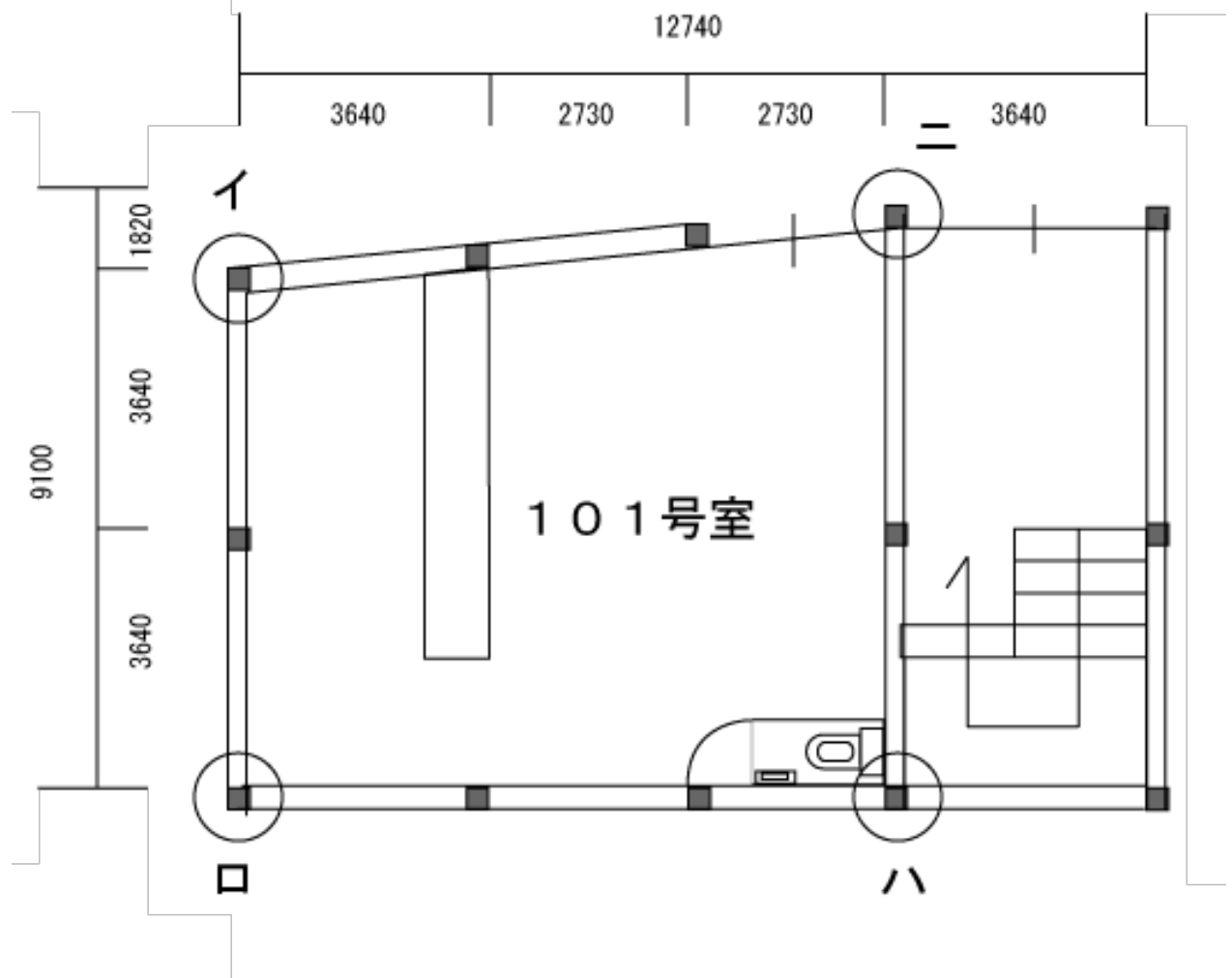
電話番号058-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX058-〇〇〇-〇〇〇〇

○岩本 武史

〒500-8710 岐阜市美江寺町一丁目1番1号

電話番号058-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX058-〇〇〇-〇〇〇〇

1 階平面図



手数料額早見表(単位:円)

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て, 労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
10万まで	1,000	500	400	500	1,500	2,000
20万	2,000	1,000	800	1,000	3,000	4,000
30万	3,000	1,500	1,200	1,500	4,500	6,000
40万	4,000	2,000	1,600	2,000	6,000	8,000
50万	5,000	2,500	2,000	2,500	7,500	10,000
60万	6,000	3,000	2,400	3,000	9,000	12,000
70万	7,000	3,500	2,800	3,500	10,500	14,000
80万	8,000	4,000	3,200	4,000	12,000	16,000
90万	9,000	4,500	3,600	4,500	13,500	18,000
100万	10,000	5,000	4,000	5,000	15,000	20,000
120万	11,000	5,500	4,400	5,500	16,500	22,000
140万	12,000	6,000	4,800	6,000	18,000	24,000
160万	13,000	6,500	5,200	6,500	19,500	26,000
180万	14,000	7,000	5,600	7,000	21,000	28,000
200万	15,000	7,500	6,000	7,500	22,500	30,000
220万	16,000	8,000	6,400	8,000	24,000	32,000
240万	17,000	8,500	6,800	8,500	25,500	34,000
260万	18,000	9,000	7,200	9,000	27,000	36,000
280万	19,000	9,500	7,600	9,500	28,500	38,000
300万	20,000	10,000	8,000	10,000	30,000	40,000
320万	21,000	10,500	8,400	10,500	31,500	42,000
340万	22,000	11,000	8,800	11,000	33,000	44,000
360万	23,000	11,500	9,200	11,500	34,500	46,000
380万	24,000	12,000	9,600	12,000	36,000	48,000
400万	25,000	12,500	10,000	12,500	37,500	50,000
420万	26,000	13,000	10,400	13,000	39,000	52,000
440万	27,000	13,500	10,800	13,500	40,500	54,000
460万	28,000	14,000	11,200	14,000	42,000	56,000
480万	29,000	14,500	11,600	14,500	43,500	58,000
500万	30,000	15,000	12,000	15,000	45,000	60,000
550万	32,000	16,000	12,800	16,000	48,000	64,000
600万	34,000	17,000	13,600	17,000	51,000	68,000
650万	36,000	18,000	14,400	18,000	54,000	72,000
700万	38,000	19,000	15,200	19,000	57,000	76,000
750万	40,000	20,000	16,000	20,000	60,000	80,000
800万	42,000	21,000	16,800	21,000	63,000	84,000
850万	44,000	22,000	17,600	22,000	66,000	88,000
900万	46,000	23,000	18,400	23,000	69,000	92,000
950万	48,000	24,000	19,200	24,000	72,000	96,000
1,000万	50,000	25,000	20,000	25,000	75,000	100,000

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成 1 0 年 4 月 2 3 日	不動産番号	余白
所在図番号	余白				
所 在	一宮市公園通四丁目 1 7 番 1 号			余白	
家屋番号	1 7 番 1			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日時〕	
店舗	鉄骨造陸屋根三階建	1 階	1 1 0 0 0	余白	
		2 階	9 5 0 0		
		3 階	9 5 0 0		
余白	余白	余白		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 0 年 4 月 2 3 日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成元年 6 月 1 4 日 第 1 2 3 4 5 号	原因 平成元年 4 月 2 1 日相続 所有者 名古屋市中区三の丸一丁目 4 番 2 号 真 城 聡 順位 2 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 1 0 年 4 月 2 3 日

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成 6 年 1 1 月 2 2 日 第 1 3 4 6 0 号	原因 平成 6 年 1 1 月 2 2 日保証委託契約 に基づく求償債権同日設定 債権額 金 5 0 0 万円 損害金 年 1 4 ・ 6 % (年 3 6 5 日日割計算) 債務者 名古屋市中区三の丸一丁目 4 番 2 号 真 城 聡 抵当権者 名古屋市中区本町一丁目 2 番 5 号 ソード・シールド信用保証株式会社

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和 3 年 2 月 1 5 日

名古屋法務局

登記官 今 国 智 章 ㊞

令和元年度 評価証明書

所有者住所 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
所有者氏名 真城 聡

土地家屋 の別	所在地	土地	登記地目	家屋	家屋番号	土地	課税地積	家屋	登記床面積	評価額(円)
		地	課税地目	屋	種類	地	課税地積	屋	課税床面積	
家屋	一宮市公園通四丁目17番1号		17番1						300.00㎡	6,000,000
			店舗						300.00㎡	
余白	余白		余白				余白			余白

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和3年2月15日

一宮市長 中野正康 印

建物賃貸借契約

賃貸人真城聡（以下「甲」という。）、賃借人株式会社ミータス（以下「乙」という。）及び連帯保証人花田香澄（以下「丙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物（以下「本件建物」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

建物所在	愛知県一宮市公園通四丁目17番1号
家屋番号	17番1
種類	店舗
構造	鉄骨造陸屋根三階建
床面積	1階 110.00㎡ 2階 95.00㎡ 3階 95.00㎡

のうち、1階101号室 70.00㎡

第2条

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲、乙及び丙は協議の上、本契約を更新することができる。

第3条

賃料は、1か月 金 80,000 円とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲に持参して支払うものとする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は甲に対し敷金として金 240,000 円を本契約成立時に甲に預け入れる。敷金には利息をつけないものとし、乙が賃料・更新料などの支払を怠ったとき甲は敷金をもって弁済に充当する。甲は賃貸借契約が終了し、乙から目的物件の明け渡しを受けた時に前項の精算をした敷金の残金を明け渡しと同時に乙に返還する。

第5条

乙は、本件建物を飲食店営業の目的としてのみ使用する。

第6条

乙は、賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするときには、事前に甲の承諾を受けなければならない。

第7条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 1.賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。
- 2.本契約に違反したとき。

第8条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第9条

丙は、本契約に基づく乙の債務を、金2,000,000円の限度で乙と連帯して履行する。

第10条

乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする

2. 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求してはならない。

第11条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書3通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

平成27年3月31日

賃貸人（甲）

住所 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

氏名 真 城 聡 ⑩

賃借人（乙）

住所 岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室

氏名 株式会社ミータス
代表取締役 花 田 香 澄 ⑩

連帯保証人（丙）

住所 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室

氏名 花 田 香 澄 ⑩

建物賃貸借契約

賃貸人真城聡（以下「甲」という。）、賃借人株式会社ミータス（以下「乙」という。）及び連帯保証人花田香澄（以下「丙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する（以下「本契約」という。）。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物（以下「本件建物」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

建物所在	愛知県一宮市公園通四丁目17番1号
家屋番号	17番1
種 類	店舗
構 造	鉄骨造陸屋根三階建
床 面 積	1階 110.00㎡ 2階 95.00㎡ 3階 95.00㎡

のうち、1階101号室 70.00㎡

第2条

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲、乙及び丙は協議の上、本契約を更新することができる。

第3条

賃料は、1か月 金 80,000 円とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲に持参して支払うものとする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は甲に対し敷金として金 240,000 円を本契約成立時に甲に預け入れる。敷金には利息をつけないものとし、乙が賃料・更新料などの支払を怠ったとき甲は敷金をもって弁済に充当する。甲は賃貸借契約が終了し、乙から目的物件の明け渡しを受けた時に前項の精算をした敷金の残金を明け渡しと同時に乙に返還する。

第5条

乙は、本件建物を飲食店営業の目的としてのみ使用する。

第6条

乙は、賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするときには、事前に甲の承諾を受けなければならない。

第7条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

- 1.賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。
- 2.本契約に違反したとき。

第8条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第9条

丙は、本契約に基づく乙の債務を、金2,000,000円の限度で乙と連帯して履行する。

第10条

乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする

2. 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求してはならない。

第11条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書3通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

平成30年3月27日

賃貸人（甲）

住所 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

氏名 真 城 聡 ⑩

賃借人（乙）

住所 岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室

氏名 株式会社ミータス

代表取締役 花 田 香 澄 ⑩

連帯保証人（丙）

住所 岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室

氏名 花 田 香 澄 ⑩

令和 2 年 8 月 3 0 日

〒 5 0 0 一 8 8 1 1 岐 阜 弁 ビ ル 5 0 5 号 室
岐 株 式 会 社 詰 ミ 町 1 1 ス 田 香 澄 殿
代 表 取 締 役 一 タ 花

〒 4 6 0 一 0 0 0 1 一 丁 目 4 番 2 号
名 古 屋 市 中 区 三 の 丸 真 城 聡 ㊞

通 知 書

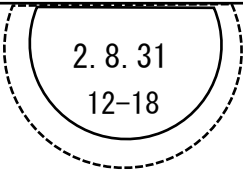
前 略 私 が 貴 社 に 賃 貸 し て お り ま し た 愛 知 県
一 宮 市 公 園 通 4 丁 目 1 7 番 1 号 所 在 の 1 階 1
0 1 号 室 (床 面 積 7 0 平 方 メ ー ト ル) に つ い
て、こ の 度、貴 社 が 私 に 無 断 で 岩 本 武 史 殿 に
転 貸 さ れ て い る こ と が 判 明 し ま し た。無 断 転
貸 は 明 ら か な 契 約 違 反 で あ り ま す。

そ こ で、私 は、本 件 賃 貸 借 契 約 を こ の 無
断 転 貸 を 理 由 と し て 本 書 面 に よ り 解 除 し ま す
の で、そ の 旨 通 知 し ま す。貴 社 に お い て は、
速 や か に 本 件 建 物 を 明 け 渡 さ れ る よ う 求 め ま
す。

草 々

証 明 文 言 省 略

契



印

郵便物等配達証明書

受取人の 氏 名	株式会社ミータス 代表取締役 花田香澄 様
お問い合わせ 番号	6 7 8 9 0 号
上記の郵便物等は、 2 年 8 月 3 1 日に 配達しましたので、これを証明します。 付 日 印 岐阜中央 2.8.31 12-18 日本郵便株式会社	

ユ 07370

代表者事項証明書

会社法人等番号 2000-04-000123

商 号 株式会社ミータス

本 店 岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室

代表者の資格、氏名及び住所

岐阜市今沢町222 井之口マンション1001号室

代表取締役 花 田 香 澄

以 下 余 白

これは上記の者の代表権に関して登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(岐阜法務局管轄)

令和3年2月15日

名古屋法務局

登記官

鈴 木 一 郎 ⑩

整理番号 あ123987

供託書(地代・家賃弁済)

申請年月日		令和2年 7月 29日		法令条項		民法494条		令和 2 年度金第 12345 号	
供託の表示		名古屋法務局		契約		賃借の 目的物		愛知県一宮市公園通4-17-1 鉄骨造陸屋根三階建店舗 1階 101号室 床面積70.00㎡	
供託者の住所氏名		岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室 株式会社 ミータス 岐阜市今沢町222 井之ロマンション1001号室 代表取締役 花田香澄		内容		賃料		月80,000円 支払日 翌月分毎月末日まで	
被供託者の住所氏名		名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 真城 聡		支払場所		①被供託者住所		2. 供託者住所 3.	
1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権 2. 反対給付の内容				供託する賃料		令和2年 7月分			
				供託の原因たる事実		① 令和 2 年 6 月 27 日提供したが受領を拒否された。			
				供託の事由				のため―― 2. 受領することができない。 3. 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。	
備考				備考					
供託金額		¥ 8 0 0 0 0 0		備考					

上記供託金を受理する。
供託金の受領を証する。

令和2年7月29日
名古屋法務局
供託官 石原恒和 印

供託書(地代・家賃弁済)

申請年月日		令和2年 7月 29日		法令条項		民法494条		令和 2 年度金第 12345 号	
供託の表示		名古屋法務局		賃借の 目的物		愛知県一宮市公園通4-17-1 鉄骨造陸屋根三階建店舗 1階 101号室 床面積70.00㎡			
供託者の住所氏名		岐阜市橋詰町111 岐阜弁ビル505号室 株式会社 ミータス 岐阜市今沢町222 井之ロマンション1001号室 代表取締役 花田香澄		賃料		月80,000円		翌月分毎月末日まで	
被供託者の住所氏名		名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 真城 聡		支払場所		① 被供託者住所 2. 供託者住所 3.			
1. 供託により消滅すべき債権又は抵当権 2. 反対給付の内容				供託する賃料		令和2年 8月分			
				供託の原因たる事実		1. 令和 年 月 日提供したのが受領を拒否された。			
				供託の事由		7月分賃料の受領を拒否され、その際に家屋の明渡要求があり、 予め賃料の受領を拒絶され目下係争中 のため――〔 2. 受領することができない。 ③ 受領しないことが明らかである。 4. 債権者を確知できない。〕			
備考				備考					
供託金額		¥ 8 0 0 0 0 0		備考					

上記供託金を受理する。
供託金の受領を証する。

令和2年7月29日
名古屋法務局
供託官 石原恒和 印

※ 同様の供託書により、これ以降も供託は継続
しているものとする。